# 海外療養費 支給申請書 記入の手引き

海外旅行や海外赴任中に急な病気やけがなどにより、やむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払戻しを受けることができます。

#### 申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

#### 1/2ページ



#### 2/2ページ



申請書は、家族(被扶養者)の 療養費支給申請書であっても、 被保険者ご自身がご記入ください。 被保険者が亡くなられている 場合は、相続人の方が申請者 としてご記入ください。

海外療養費支給申請書・・・ア

歯科の場合

「第三者行為による傷病届」詳しくはユニマット健保にお問合せください。

# 添付書類をご用意ください。

海外療養費支給申請書・・・ア

医科の場合

#### 診療内容明細書(様式A)・・・イ 領収明細書(様式B)・・・ウ 領収明細書(様式B)・・・ウ 歯科診療内容証明書(様式C)···エ 現地で支払った領収書の原本 現地で支払った領収書の原本 医療費を自費で支払ったとき 各種添付書類の翻訳文 (海外療養費) 翻訳文には、翻訳者が署名し、翻訳者の住所および電話番号を明記。 海外渡航期間がわかる書類 (パスポート・ビザ・航空チケットなど当該渡航期間がわかる部分のコピ-等) 海外での診療等を担当した医療機関等に照会することの同意書···オ 具体的な診療内容等について、診療等を受けた医療機関等に照会するため、 療養を受けた方の同意書を添付してください。 診療内容明細書(様式A)を作成する際、健康保険用国際疾病分類番号をご証明 いただく場合は、東京海のホームページにある「国際疾病分類表」を参照してく ださい。(「国際疾病分類表」も申請書等と同様、ホームページからダウンロー ドできます。) <様式A・様式B・様式C> 様式A~Cは、審査を行うあたり、とても重要な書類のため、証明していただく 海外の医療機関には、できるだけ詳細に証明していただくよう、お願いしてくださ の記載について い。特に、様式Aの傷病名や疾病分類番号、様式Bの通貨単位は、必ず記載してく ださい。 様式A~Cは、1ヵ月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに1枚 ずつ、それぞれの医療機関での証明が必要です。 上記「ア、イ、ウ、エ、オ」はユニマット健保のホームページでダウンロードできます。 ケガ(負傷)による申請の場合 負傷原因届

被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

ご提出・お問合せ先

第三者による傷病の場合

被保険者が亡くなられ、

相続人の方が請求する場合

次ページに記入例があります。♪



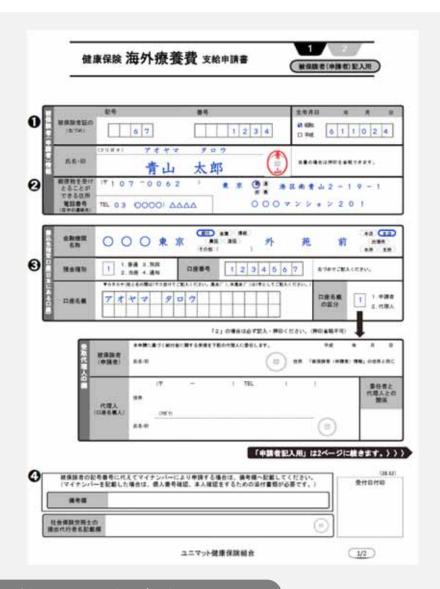
〒107-0062東京都港区南青山2-19-1シティヤマサ キビル2F TEL 03-5411-2010 FAX 03-5411-2079

ユニマット健保



## 療養費 支給申請書(海外療養費)

1ページ



#### 記入漏れや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

記号・番号は被保険者証に記載されています。

② 被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名をご記入ください。 (住所・振込口座も同様です。)

生年月日欄は「被保険者」の生年月日をご記入ください。

 ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号 (記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・預金種目・口座番号をご記入ください。



被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。 マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。本人確認をするための添付書類は通知カードのコピーや、個人番号が記載された住民票の写し等の添付が必要となります。



#### 記入漏れや誤りが多いところ(特にご注意ください。)

- ります。 自費で診療を受けた期間の始めと終わりの日をご記入ください。 日数は診療を受けた日の数をご記入ください。
- **⑥** 領収書(領収明細書)に記載されている金額をご記入ください。

# 療養費の支給要件等

### 支給を受ける要件

- 海外療養費の支給対象となる場合は、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、美容整形やインプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。
- 療養(治療)目的で海外へ渡航し診療を受けた場合は、支給対象とはなりません。日本で実施できない診療(治療)を行った場合でも、保険給付の対象とはなりません。
- **海外で治療費の支払をした翌日から2年を経過すると、時効により申請できなくなります。**

## 支給額

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額(実際に海外で支払った額の方が低いときはその額)から、自己負担相当額(患者負担分)を差引いた額を支給します。

日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることがあります。

	実際に支払った額	
自己負担相当額	療 養 費	保険診療が認められないものは、 支給計算の対象外となります。
	実際に支払った額	
ユニマット健保が健康保険の基準で計算した額		ユニマット健保が計算した金額と比べて超過した額は、療養費の支給計算の対象外となります。
自己負担相当額	療 養 費	

外貨で支払われた医療費については、支給決定日の外国為替換算率 (売レート)を用いて円に換算して支給金額を算出します。

海外療養費の審査には、被保険者や医療機関等に照会することがありますので、時間がかかる場合があります。 海外療養費の支給は、海外への直接送金はできません。事業主または日本在住のご家族に受取りを委任してく ださい。 (海外療養費支給申請書の受取代理人の欄にご記入ください)